

「総量削減義務と排出量取引制度」

特定温室効果ガス

排出量算定報告書

～ 記入要領 ～

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

東京都環境局

2024年4月

目次

はじめに	2
1 算定報告書について	3
2 EXCELファイルの機能（EXCELの使い方）	4
3 算定報告書の様式及び記入例	
・その1（事業所の概要及び事業所境界の図示）	7
・その2（事業所区域及び燃料等使用量監視点の図示）	9
・その3（算定体制）	11
・その4（燃料等使用量監視点）	13
・その5（燃料等使用量）	15
・その6（燃料等使用量及び特定温室効果ガス排出量）	21

はじめに

特定温室効果ガス排出量算定報告書（以下「算定報告書」という。）は、条例対象となる事業所の年間の燃料等使用量及び温室効果ガス排出量などの報告を主としており、総量削減義務と排出量取引制度において、指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書、指定相当地球温暖化対策事業所該当届出書、事業所区域変更申請書、地球温暖化対策計画書及び基準排出量決定申請書を提出する際に、添付が必要な書類になります。

なお、この記入要領では、算定報告書の作成方法について説明しますが、マイクロソフトのEXCELを利用することを前提として構成しています。算定報告書のEXCELファイルは、環境局気候変動対策の総量削減義務と排出量取引制度のホームページ

[\(\[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/index.html\]\(https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/index.html\)\)](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/index.html)

で公表いたします。ダウンロードして御利用ください。

算定報告書の添付が必要な提出書類

提出書類（名称）	提出者	提出条件	提出期限
指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書	所有事業者等	指定地球温暖化対策事業所の指定を受けておらず、かつ前年度のエネルギー使用量が原油換算 1,500kL 以上	10 月末日
指定相当地球温暖化対策事業所該当届出書	所有事業者等	新たに指定相当地球温暖化対策事業所に該当した場合	10 月末日
事業所区域変更申請書	指定地球温暖化対策事業者（特定地球温暖化対策事業者） 所有事業者等	複数の建物等を一つの事業所とみなす条件を満たさなくなった場合又は新たに満たした場合（任意）	新たな指定又は指定の取消しを受けようとする年度の9月末日
地球温暖化対策計画書	指定地球温暖化対策事業者（特定地球温暖化対策事業者）	毎年度	いずれか遅い期日 ①11 月末日 ②指定日から 90 日
	指定相当地球温暖化対策事業者	毎年度	いずれか遅い期日 ①11 月末日 ②該当確認日から 90 日
基準排出量決定申請書	特定地球温暖化対策事業者	削減義務開始時	9 月末日
指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書	指定地球温暖化対策事業者（特定地球温暖化対策事業者）	指定取消しの要件に該当した場合	9 月末日
指定相当地球温暖化対策事業所廃止等届出書	指定相当地球温暖化対策事業者	指定相当取消しの要件に該当した場合	9 月末日

1 算定報告書について

- 算定報告書は、この記入要領及び特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン（以下「算定ガイドライン」という。）に従って作成してください。
- 算定報告書は、次の項目から構成されています。

項 目	概 要
1. 事業所の概要	事業所の名称・所在地等の概要を記入します。
2. (1) 事業所境界の図示	事業所の範囲が明確に判別できるよう、図面・罫線・文字等で図示します（スペースが不足する場合には、別紙に記載することも可能。）。 なお、事業所範囲のとりえ方は、算定ガイドライン第2部第2章を参照してください。
2. (2) 事業所区域及び燃料等使用量監視点の図示	把握した燃料等使用量監視点の位置を、図面・罫線・文字等で図示します（スペースが不足する場合には、別紙に記載することも可能。）。 なお、燃料等使用量監視点については、算定ガイドライン第2部第3章を参照してください。
2. (3) 算定体制	日常的な、データ採取・集計・報告等を正確に実施するための、ルール及び組織体制を構築するため、算定責任者・算定担当者・算定体制について記入します。
2. (4) 燃料等使用量監視点	把握した燃料等使用量監視点全てについて、番号・排出活動・燃料等の種類及び燃料等使用量監視点の位置を記したリストを作成します。
2. (5) 燃料等使用量	(4) で記載した、燃料等使用量監視点ごとの燃料等使用量を記入します。 なお、燃料等使用量の算定については、算定ガイドライン第2部第4章を参照してください。
2. (6) 燃料等使用量及び特定温室効果ガス排出量	(5) で記入した内容に基づき、特定温室効果ガス排出量の合計値を算出します。また一部、算定ガイドラインに記載していない係数等の入力が必要になります。 算定ガイドライン第2部第5章を参照してください。

- 指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書、事業所区域変更申請書、地球温暖化対策計画書（指定相当地球温暖化対策事業所を除く。）及び基準排出量決定申請書に添付する算定報告書は、東京都に登録した登録検証機関の検証が必要です。

※ 指定相当地球温暖化対策事業所該当届出書及び地球温暖化対策計画書（指定相当地球温暖化対策事業所に限る。）に添付する算定報告書は、検証不要です。

- 検証を受けた算定報告書を東京都に提出する際は、検証結果報告書を添付してください。

2 EXCELファイルの機能（使い方）

EXCELファイルへの入力は、まず、入力するシートを確認した上で、適正な手順（順番）で行ってください。また、EXCELの計算方法の設定は「自動」にしてください。計算方法を「手動」に設定していると再計算が実行されず、正しく計算されないことがあります。

(1) EXCELへの入力

都から提供する算定報告書EXCELファイルは保護がかかっており、行の挿入やフォント変更などの書式の変更ができません。また、入力する枠にも制限がかかっています。

事業者は入力可能な黄色のセルに文字や数値等を入力してください。白いセルについては入力不可となっていますが、入力可能セル（黄色）に入力した値が自動的に反映されます。詳細は、個々のシートの記入要領を御確認ください。

(2) EXCELファイルのダウンロード

EXCELファイルをダウンロードして使用する際は、一旦手元のパソコンに保存してからファイルを開いてください。

(3) コメントの表示／非表示

EXCELファイルには入力を補助するためにコメントを使用しています。EXCELの「表示」から「コメント」を選択すると、コメントの表示／非表示を切り替えることができます。

(4) ファイル形式等の改変禁止

提出していただいたデータをコンピュータに取り込んで集計等処理を行っています。そのため、提出されるファイルには、ブックに独自の保護をかけること、シート・セルにリンクを張ること、シート名の変更等改変を行わないでください。入力に際して不都合があれば、お問い合わせください。

(5) セル内の改行

「Alt」キーを押しながら「Enter」キーを押すと、セル内で改行できます。

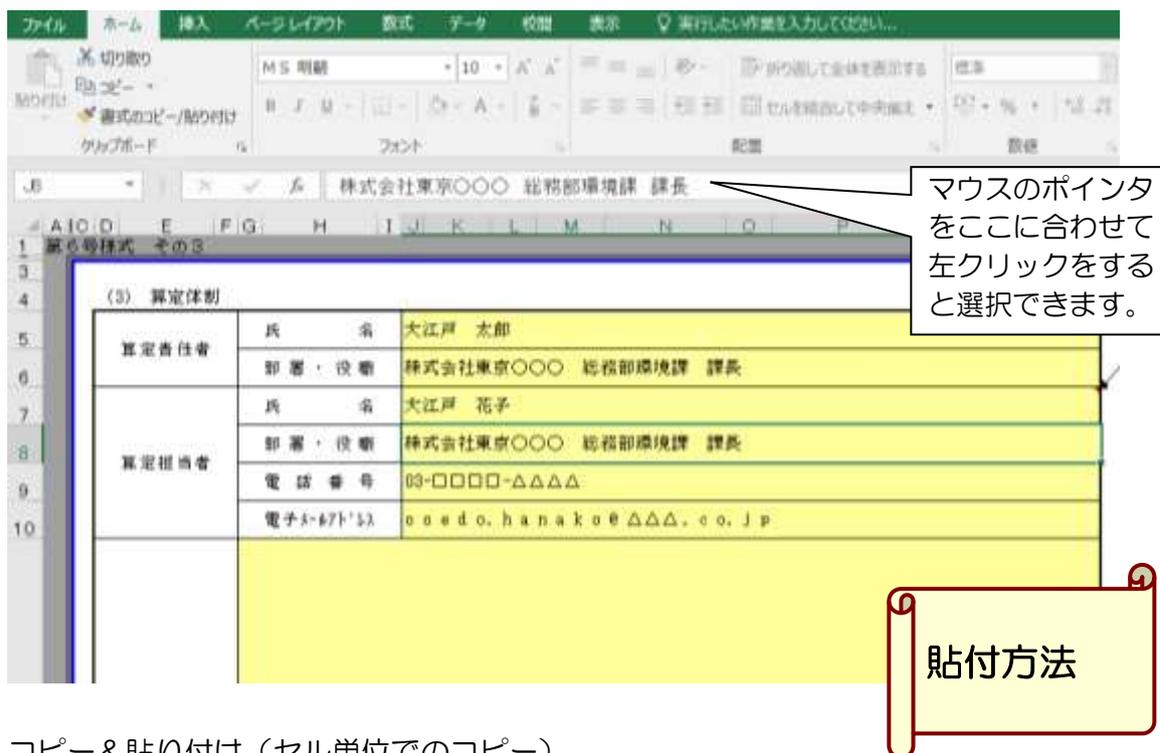
(6) コピー＆貼り付け（文字単位でのコピー）

単純なセルのコピーや貼付けは行わないで下さい。ここでは文字単位でのコピーについて説明します。文言等を他のセルでも使用する場合は、再利用する文字のみを選択して、マウスの右クリック（若しくは「Ctrl」キーを押しながら「C」キーを押す）を使い、下に示した方法でコピーしてください。

(3) 算定体制		
算定責任者	氏名	大江戸 太郎
	部署・役職	株式会社東京〇〇〇 総務部環境課 課長
算定担当者	氏名	大江戸 花子
	部署・役職	
	電話番号	03-□□□□-△△△△
	電子メールアドレス	o o e d o . h a n a k o @ △ △ △ . c o . j

コピー方法

コピーした文字列を貼り付けるには、貼り付けたいセルをダブルクリックした後に、セルの中を選択してから、マウスの右クリック操作により行います。あるいは、下に示すようにセルの内容を示す「fx」の枠内を選択し、貼り付けることでもできます。



(7) コピー&貼り付け（セル単位でのコピー）

算定報告書には保護がかかっており、基本的に単純なコピー&貼り付けができません。

そこで、次に、共通箇所を部分的にコピーして算定報告書に貼り付ける方法について、以下に説明します。

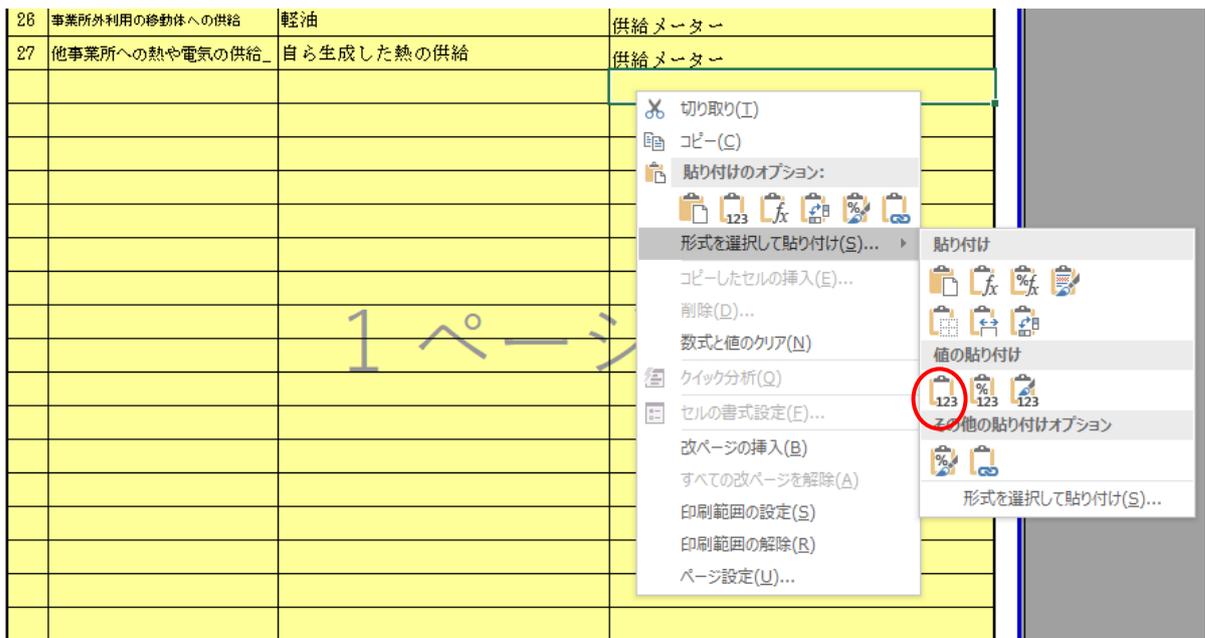
ア) 共通箇所のコピー

- ① コピーしたいセルを選択し、コピーします。（この例では、マウスの右クリックでコピーしています。）



イ) データ貼り付け

- ② データを貼り付けたいセルを選択します。
- ③ セル上で右クリックをし、「形式を選択して貼り付け」を選択します。
- ④ 「形式を選択して貼り付け」が立ち上がるので、「値の貼り付け」から「値」を選択します。
- ⑤ OKを押すとデータが貼り付けられます。



(8) 画像のコピー&貼り付け

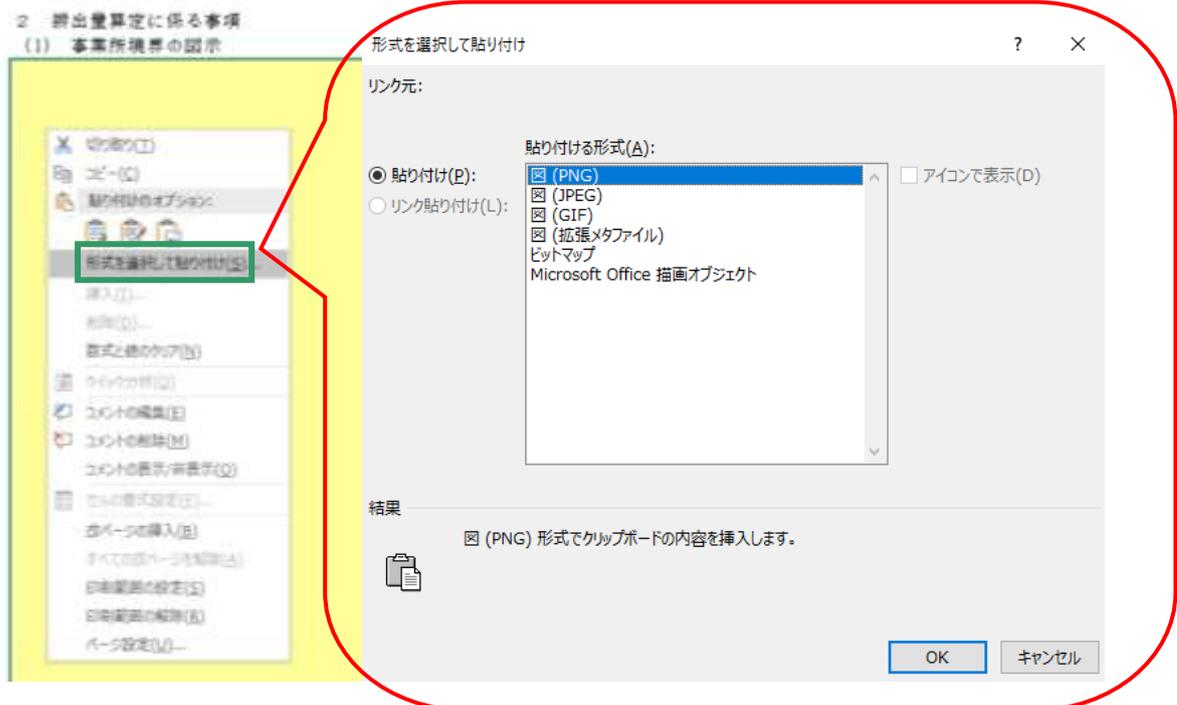
算定報告書には保護がかかっており、画像ファイルの直接挿入はできません。
 そこで、画像を算定報告書に貼り付ける方法について、以下に説明します。

ア) 画像のコピー

- ① 貼り付けたい画像ファイルを画像編集ソフトウェアで開き、コピーをします。

イ) 画像の貼り付け

- ② 画像を貼り付けたいセルを選択します。
- ③ セル上で右クリックをし、「形式を選択して貼り付け」を選択します。
- ④ 「形式を選択して貼り付け」が立ち上がるので、貼り付ける形式を選択します。
- ⑤ OKを押すとデータが貼り付けられます。



3 算定報告書の様式及び記入例

黄色（必須入力）及び薄黄色（必要に応じて入力）のセルを記入してください。その他セルは自動計算されます。

（第6号様式 その1）

※記入例

2023 年度 **その1-①**

特定温室効果ガス排出量算定報告書

算定対象年度を「西暦（四桁）」で入力

1 事業所の概要

事業所の名称	新宿〇〇ビル
事業所の所在地	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
指定番	9999
建物の延べ面積	115,000

対象となるビルや工場等の名称
 ・〇〇工場
 ・〇〇事業所
 ・〇〇センター 等

「指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書」又は「指定相当地球温暖化対策事業所該当届出書」に添付する算定報告書では記入不要です。

その1-②

2 排出量算定に係る事項
 (1) 事業所境界の図示

事業所に含まれる建物及び施設

新宿〇〇ビル新館
 新宿〇〇ビル北館
 新宿〇〇ビル南館

新宿ー公園

新宿ー公園

算定ガイドラインの事業所範囲のとりえ方に従い、事業所範囲を図示してください。
 ※熱供給事業者の場合は、熱の供給先の範囲も図示してください。

周囲が当該事業所に含まれないことを明確にします。このため、事業所範囲外の建物・施設等の状況も図示してください。

※欄が不足する場合は、別添とすることも可能です。
 「別紙〇のとおり」等御記入願います。

The diagram shows a site layout with several buildings labeled A through H. A red rectangular boundary box encloses the main building complex, which includes '新宿〇〇ビル北館', '新宿〇〇ビル南館', '新宿〇〇ビル新館', and '新宿〇〇ビル'. Other buildings labeled 'Aホテル', 'Bビル', 'Cビル', 'Dホテル', 'Eビル', 'Fビル', 'Gホテル', and 'Hビル' are outside the boundary. '新宿ー公園' is shown on the left side of the site.

その1-③

その1-①：算定対象年度

必ず「西暦（四桁）」で記入してください。それ以外の数値を入力した場合、都市ガスの熱量計算が正確に行われません。

その1-②：事業所の概要

「事業所の名称」

事業者名ではなく、事業所の名称（建物が複数の場合にあっては、その総称、又は、連名）を記入してください。

指定（又は特定）地球温暖化対策事業所に指定されている事業所の方は、「指定（又は特定）地球温暖化対策事業所指定通知書」に記載された事業所の名称を記入してください。

※ 指定（又は特定）地球温暖化対策事業所に指定された後に、事業所の名称変更を届出した場合は、届出後の事業所の名称を記入してください。

指定相当地球温暖化対策事業所に該当確認されている事業所の方は、「指定相当地球温暖化対策事業所該当確認等通知書」に記載された事業所の名称を記入してください。

「事業所の所在地」

建築確認申請等で記載されている、事業所の所在地（住居表示が基本）を記入してください。建物が複数ある場合で、それぞれ所在地が異なる場合には、代表となる所在地を記載ください。

指定（又は特定）地球温暖化対策事業所に指定されている事業所の方は、「指定（又は特定）地球温暖化対策事業所指定通知書」に記載された事業所の所在地を記入してください。

※ 指定（又は特定）地球温暖化対策事業所に指定された後に、事業所の所在地変更を届出した場合は、届出後の事業所の所在地を記入してください。

指定相当地球温暖化対策事業所に該当確認されている事業所の方は、「指定相当地球温暖化対策事業所該当確認等通知書」に記載された事業所の所在地を記入してください。

「指定番号」

「指定地球温暖化対策事業所」又は「指定相当地球温暖化対策事業所」の指定番号（4桁）を記入してください。なお、「指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書」又は「指定相当地球温暖化対策事業所該当届出書」に添付する算定報告書では記入不要です。

「建物の延べ面積」

○熱供給事業所以外の事業所の場合

建築確認申請等で記載されている、事業所の延べ面積（建物が複数の場合にあっては合計値）を記入してください。なお、住宅用途部分、熱供給用の施設並びに電気事業用の発電所及び変電所などの事業所範囲に含まれない部分については、除外した値を記入してください。

○熱供給事業所の場合

事業所の面積ではなく、熱供給先の面積を記入してください。

※ 様式の面積表示は、小数点3桁目を四捨五入し、小数点2桁までを表示しています。

※ 算定対象年度の途中で延べ面積に変更がある場合は、3月末日時点のものを記入してください。

その1-③：事業所境界の図示

事業所の範囲を図示します。その際には、算定ガイドラインを参照し「エネルギー管理の連動性」及び「近接・隣接」などの条件に従ってください。また、事業所範囲外の建物が当該事業所の範囲に含まれないことも明確にする必要があります。このため、事業所境界だけでなく、その周囲の状況が判断できる地図等を使用してください。また、熱供給事業所にあっては、供給先の範囲も図示してください。なお、スペースが不足する場合は、別紙として図面等を添付することも可能です。セル中には「別紙〇のとおり」等御記入願います。

※ 作成に当たっては、算定ガイドラインの第2部第2章を参照してください。

(その2)

※記入例

その2-①

(2) 事業所区域及び燃料等使用量監視点の図示

〇〇棟 1 F 平面図

1F設備用PS

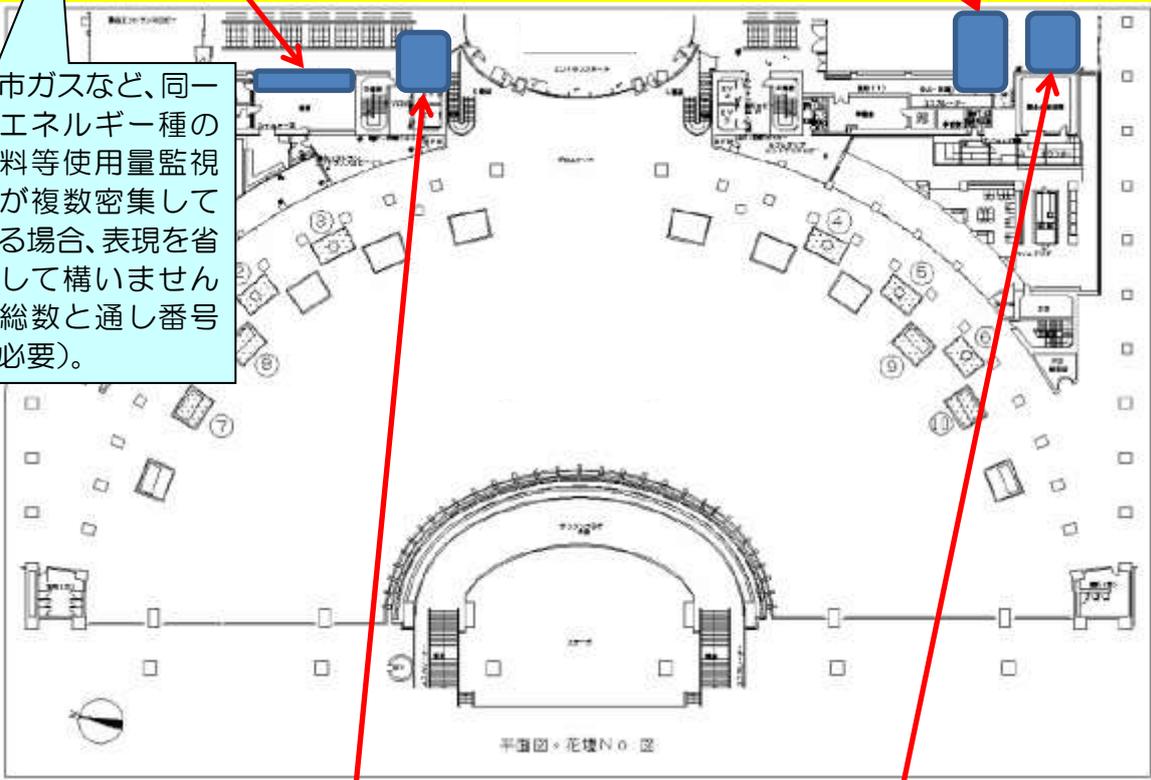
4~12...都市ガスメーター
(飲食テナント用)

全ての監視点を図示してください。1枚の図面で事業所の範囲を図示できない場合は、複数の図面を用いてください。

B1F電気室 (高圧受電施設)

- 1~2...電力量計 (事業所内の電気)
- 15 ...燃料タンク (自家発電用)
- 16 ...燃料計 (自家発電使用量)
- 17 ...電力量計 (発電機出力)
- 18 ...電力量計 (電気の外部供給)

都市ガスなど、同一のエネルギー種の燃料等使用量監視点が複数密集している場合、表現を省略して構いません (総数と通し番号は必要)。



B1F機械設備室

- 3...都市ガスメーター (テナント以外)
- 13...熱量計 (事業所内の空調用)

B1F発電室

- 14...燃料タンク (非常用自家発電用)
【少量危険物貯蔵取扱所】

様式その4・その5には共通する通し番号を振ってください (他も同様)。

・「太陽光発電施設等」「太陽熱利用施設等」は、燃料等使用量監視点と同様に図示し、通し番号を振ってください。
・高効率コージェネレーションシステムからの電気又は熱の受入れに伴う削減量を算定する場合は、該当する監視点に高効率コージェネレーションシステムからの受入れであることを明記してください。

※欄が不足する場合は、別添とすることも可能です。「別紙〇のとおり」等御記入願います。

その2-①：事業所区域及び燃料等使用量監視点の図示

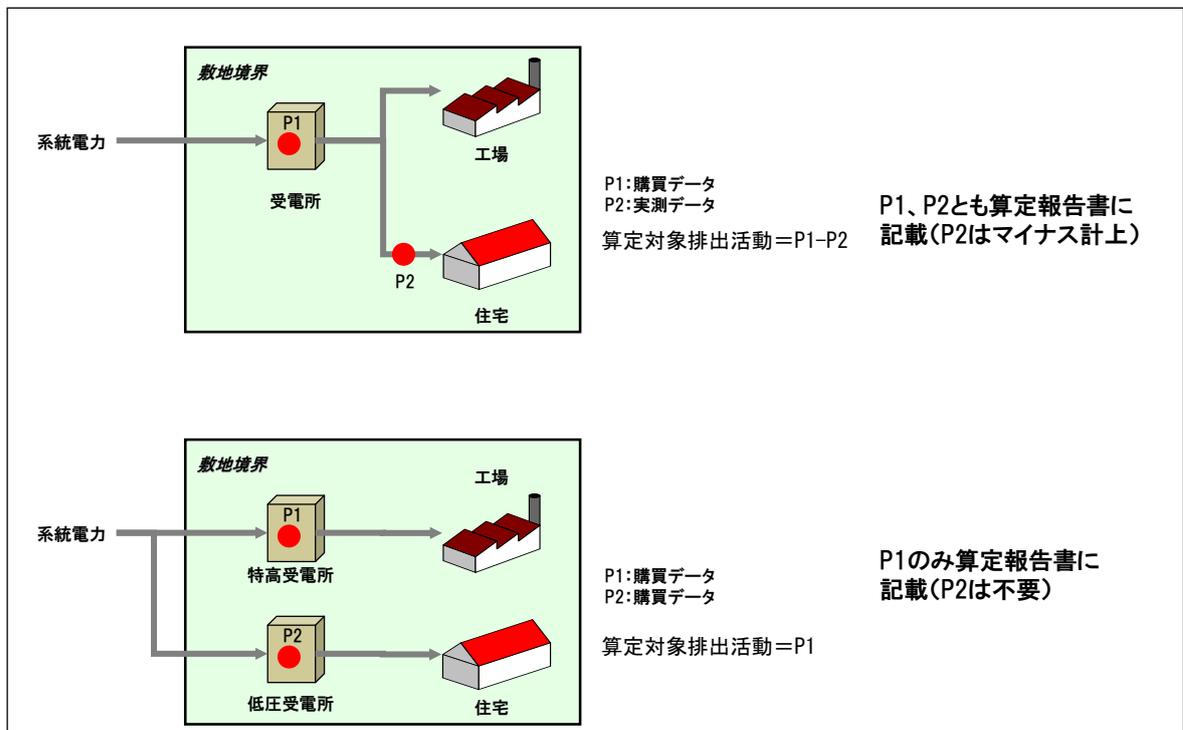
様式その1では事業所境界を図示しますが、様式その2では事業所の範囲内を、図面等を用いて明示してください（図面等が複数枚に及び、枠内に記入しきれない場合は、別紙として添付することも可能です。セル中には「別紙〇のとおり」等御記入願います。）。その上で、排出活動ごとに把握した燃料等使用量監視点に通し番号を設定し、「通し番号」「排出活動の種類」「位置」を、漏れないように図示してください。

図は厳密である必要はありません。燃料監視点の位置関係の概略を分かりやすく図示してください。例えば、テナントに供給するための都市ガスのように、燃料等使用量監視点が多数あるものは、概ねの位置と総数（1～10番など）が分かるようにしてください。ただし、様式その4・その5でも共通の通し番号を使用するため、不整合がないように注意してください。

なお、算定対象外である排出活動の「少量排出活動」に該当する監視点や、「事業所外利用の移動体への供給」、「工事のためのエネルギー使用」、「住宅用途への供給」については、供給会社から供給される時点において、あらかじめ区別して把握されている場合は図示不要です。供給会社からの供給量を他の排出活動と区別して把握しておらず、その内数として「事業所外利用の移動体への供給」量等を把握している場合のみ記入してください。（詳細は、次の図を参照してください。）

※ 作成に当たっては、算定ガイドラインの第2部第3章を参照してください。

※ 画像の貼り付けについては本書6ページを御参照ください。



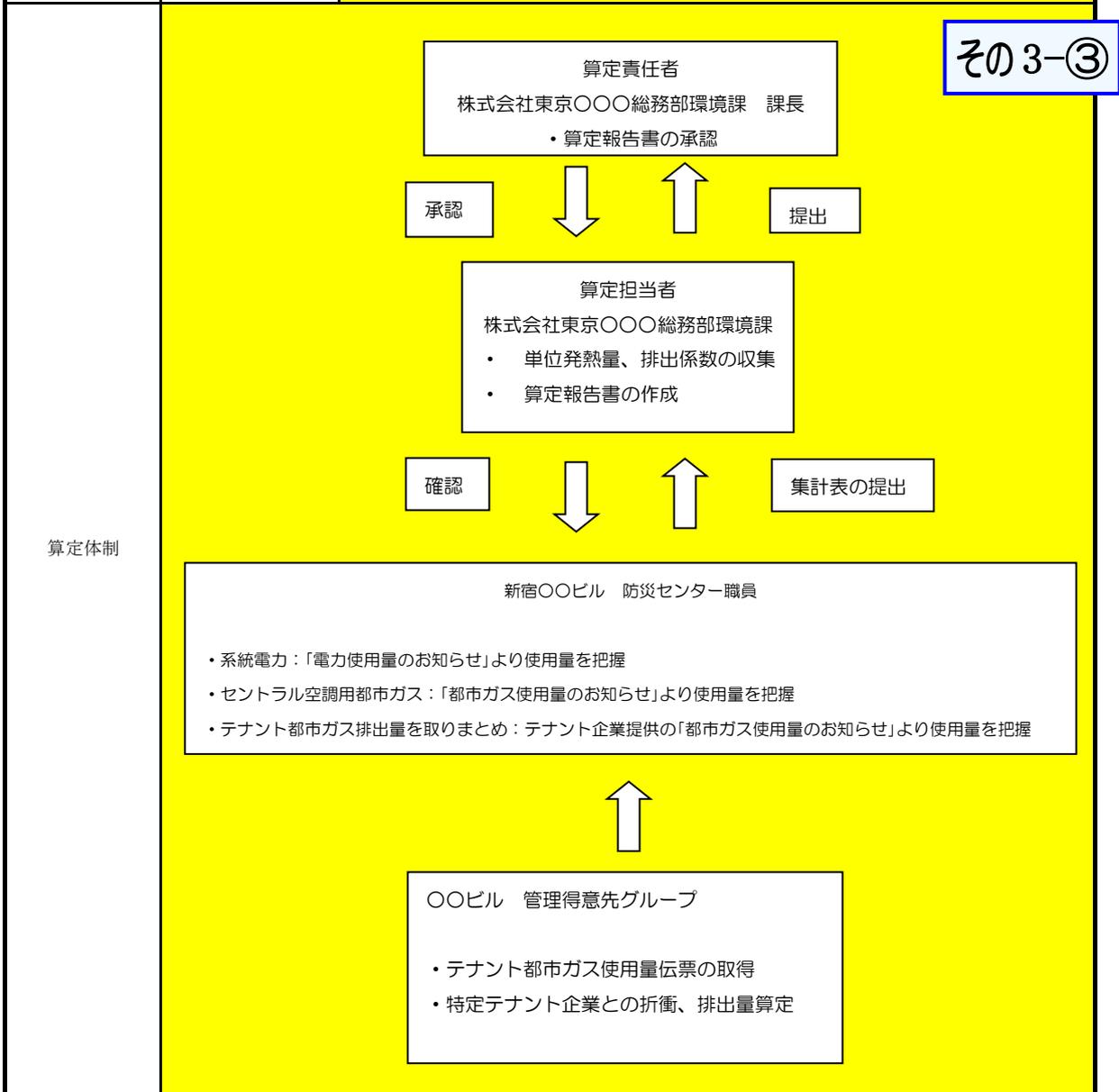
(その3)

※記入例

算定報告書の内容確認を行う際の連絡先となるため、算定担当者は必ず記入してください。

(3) 算定体制

算定責任者	名	大江戸 太郎	その3-①
	部署・役職	株式会社 東京〇〇〇 総務部環境課 課長	
算定担当者	氏名	大江戸 花子	その3-②
	部署・役職	株式会社 東京〇〇〇 総務部環境課	
	電話番号	03-□□□□-△△△△	
	電子メールアドレス	oedo.hanako@△△△.co.jp	



その3-①：算定責任者

算定報告書の作成に関し責任の持てる方を記入してください。当該事業所の従業員がふさわしく、統括管理者と同一とすることもできます。

また、算定報告書の作成に関し責任の持てる方であれば、外部の方を選任することもできます。

「氏 名」

算定責任者の氏名（フルネーム）を記入してください。

「部署・役職」

算定責任者の所属している部署名及び役職名を記入してください。

その3-②：算定担当者

算定報告書の作成や根拠資料を用意する算定実務の主担当者を記入してください。算定内容について登録検証機関又は東京都から問い合わせがあった場合に、責任を持って対応いただける方である必要があります。

これを満たす方であれば、外部の方を選任することもできます。

「氏 名」

算定担当者の氏名（フルネーム）を記入してください。

「部署・役職」

算定責任者の所属している部署名及び役職名を記入してください。

「電話番号」「電子メールアドレス」

登録検証機関又は東京都から算定報告書に関して問合せを行う際に、連絡の取れる電話番号及びメールアドレスを記入してください。

その3-③：算定体制

温室効果ガス排出量算定のための組織体制図を図示してください。図示に当たっては、算定に使用するデータの収集過程が分かるように、「算定責任者」及び「算定担当者」の役割も含めて明示してください。

※ 画像の貼り付けについては本書 6 ページを御参照ください。

その4-①：No.

様式その2に図示した燃料等使用量監視点と共通の通し番号を記入してください。なお、「太陽光発電施設等」「太陽熱利用設備等」は記入不要です。ただし、「太陽光発電設備等」により発電した電気の自家消費分に係る削減量を算定する場合は、当該「太陽光発電施設等」について記入してください。

枝番号（1-1のような番号）を振る場合、1-1と入力します。

その4-②：排出活動

通し番号に対応する排出活動の種類をプルダウンから選択してください。

なお、熱供給事業者、電気供給事業者又はエネルギー管理の連動性のないものとしてすることができる建物等へ、他人から供給を受けたエネルギーを変換せずに直接供給している場合は、「他事業所への燃料等の直接供給」を選択してください。

平成29年4月版より、「再生可能エネルギーの電気」が加わっておりますので御注意ください。

※「エネルギー管理の連動性」は、算定ガイドライン第2部第2章を参照してください。

その4-③：燃料等の種類

その4-②の排出活動の種類に対応する燃料等をプルダウンの方から選択してください。ただし、その4-②を選択していない状態では入力できません。

その4-④：監視点の位置

燃料等使用量監視点の位置や、供給先などを簡潔に記入してください。

※記入例

燃料等監視点	排出活動	燃料等の種類	供給会社等	把握方法	計量器の種類	検定等の有無	都市ガスメータ種	単位	入力方法	使用量 (
										4月	5月
その5-①	1	電気の使用	一般送配電事業者の電線を介した買電_昼間	購				kWh	自動	300	300
	2	電気の使用	一般送配電事業者の電線を介した買電_夜間	購				kWh	自動	100	100
	3-11	燃料の使用	都市ガス13A	東京ガス	購		圧力補正有り	km ³	自動	10	10
	12	燃料の使用	液化石油ガス_LPG		購			t	自動	10	10
	13	熱の使用	産業用蒸気		実			GJ	自動	300	100
	14	燃料の使用	A重油		購			kl	自動	10	10
	15	燃料の使用	軽油		実			kl	転記	2	2
	18	他事業所への熱や電気の供給	自ら生成した電力の供給	実	普通電力量計			kWh	自動	30	30
	19	再生可能エネルギーの電気	再生可能エネルギーを自家消費した電気	実	普通電力量計			kWh	自動	2	2
	合計			-	-	-	-	-	-	-	-

「他事業所への熱や電気の供給」を選択した場合は、「その6-⑤」も入力してください。

■その他燃料に関する情報

その他燃料	1	具体的燃料の種類	単位	単位発熱量 (G J/固有単位)
その他燃料 1				
その他燃料 2				

その他燃料に関して入力する際は、「その6-①」も入力してください。

点線の範囲内は、計算に反映されるため、漏れのないように入力してください。

ポイント

自動計算は、様式その5及びその6の該当箇所を入力を完全に行うことで、初めて正しく計算されます。計算が正しく行われない場合は、該当箇所が入力が完全に行われているか、確認してください。

その5-①：燃料等監視点

様式その2及びその4で入力した通し番号に対応するように記入してください。

なお、同一燃料について燃料等使用量監視点が複数存在する場合に、その5-②～⑩までの入力条件が同じ場合には、まとめて記入することができます。番号の記入は、「半角」を基本として、1番から5番まで連番の場合は、「1-5」のように「ハイフン」としてください。また、1番・3番・5番など番号が連続でない場合は、「1,3,5」のように「コンマ」で区切ってください。

その5-②：排出活動

様式その4と同様に、プルダウンから選択してください。

「他事業所への熱や電気の供給」を選択した場合は、その6-⑤の排出係数も入力してください。

「再生可能エネルギーの電気」について、削減量を算定する場合は、月単位の使用量も御記載ください。

その5-③：燃料等の種類

様式その4と同様に、プルダウンから選択してください。なお、その5-②が入力されていない状態では、選択できません。

「一般送配電事業者の電線路を介した買電」においては、「昼間」「夜間」の選択に誤りが多くなっておりますので御注意ください。

その5-④：供給会社等（※都市ガスの場合のみ）

その5-③で「都市ガス」を選択した場合、単位発熱量がガス事業者ごとに異なりますので、供給会社等をプルダウンで選択してください（この項目を選択しないと正しく計算されません。）。また、「都市ガス6A」又は「都市ガス13A」を選択することにより、選択できるガス事業者が変化します。なお、その5-③で「都市ガス」を選択しない場合は、この項目は選択できません。

※ 詳細は、算定ガイドライン第2部第5章を参照してください。

その5-⑤：把握方法

燃料等使用量の把握が「購買伝票」によるものなのか、「実測」に基づくものなのか、頭文字（「購」又は「実」）をプルダウンで選択してください。

なお、「購買伝票」による把握を原則とし、「実測」に基づく把握は、購買伝票による把握が不可能な場合で、取引又は証明に使用可能な計量器による計測を行った場合に限ります。ただし、やむを得ず、特定計量器ではない計量器により実測する場合は、公平性の観点から、保守的な算定を行うものとし、（保守的な算定の適用範囲に限る。）この場合、その5-⑦で検定等の有無を「無」を選択し、その5-⑩で該当する乗率（1.05又は0.95）を選択してください。

また、当該事業所の削減義務開始年度の前年度までは、特定計量器でない計量器での実測であっても、保守的な算定は必要ありません。（保守的な算定の適用範囲に限る。）

※ 詳細は、算定ガイドライン第2部第4章を参照してください。

その5-⑥：計量器の種類（※実測の場合のみ）

その5-⑤で「実測」を選択した場合のみ、計測用計量器の種類を記入してください。「購買伝票」を選択した場合は、記入不要です。

※ 計量器の種類は、算定ガイドライン第2部第4章を参照してください。

その5-⑦：検定等の有無（※実測の場合のみ）

その5-⑤で「実測」を選択した場合のみ、燃料等使用量の計測を行う計量器の、検定付（取引又は証明に使用可能）の有無をプルダウンから選択してください。その5-⑤で「購買伝票」を選択した場合は記入不要です。検定等の有無を「無」を選択した場合に限り、その5-⑯で該当する乗率（1.05又は0.95）を選択できます。

※ 詳細は、算定ガイドライン第2部第4章を参照してください。

その5-⑧：都市ガスメーター種（※都市ガスの場合のみ）

その5-③で「都市ガス」を選択した場合のみプルダウンから選択してください（この項目を選択しないと正しく計算されません。）。供給を受けている圧力が低圧の場合「圧力補正なし」を、中間圧以上の供給を受けている場合「圧力補正あり」を選択します。

選択の誤りが多くなっておりますので御注意ください。

※ 詳細は、算定ガイドライン第2部第4章を参照してください。

その5-⑨：単位

その5-③で選択した燃料等に対応する単位を、プルダウンから選択してください。以降、毎月の燃料使用量入力の際には、ここで選択した単位が計算に反映されるため、注意して入力してください（この項目を選択しないと正しく計算されません。）。

なお、その5-③で「その他燃料」を選択した場合は、その5-⑫で入力した単位と同一の単位系（「t」、「kl」、「千Nm³」のいずれか）が選択できます。

LPGの単位は「m³」と「kg」で選択の誤りが多くなっておりますので御注意ください。

その5-⑩：入力方法（※実測の場合のみ）

その5-⑤で「実測」を選択した場合のみ、使用量等の把握方法について、プルダウンから選択してください。燃料等使用量の把握を計量器直読みにより行っている場合は「転記」を選択し、データ等信号により自動的に記録を行っている場合は、「自動」を選択してください。その5-⑤で「購買伝票」を選択した場合は記入不要です。

※入力が必要な項目はセルの色が濃い黄色に変わります。

その5-⑪：具体的燃料等の種類（※該当する場合のみ）

「ジェット燃料油」のほか、算定ガイドラインに記載されているもの以外の燃料等を使用する場合は、この欄を入力してください。その5-⑫⑬も合わせて入力してください。

※ その5-⑪～⑬を記入した場合は、その6-①の排出係数も入力してください。

その5-⑫：単位（※該当する場合のみ）

燃料等を計測している、固有の単位を入力してください。ここで入力した単位は、その5-⑨の単位選択時に反映されます。

その5-⑬：単位発熱量（※該当する場合のみ）

その5-⑪で入力した燃料等の単位発熱量を記入してください。単位は、「G J／固有単位」であり、分母の固有単位はその5-⑫で選択した単位が該当します。必要に応じて単位換算を行った後に、入力してください。

(その5) …右欄

この欄は、その5-①～⑩の入力が正しく行われていれば、自動計算されます。
 ※その5-⑪～⑬及びその6-①・②の入力が必要な場合があります。

※記入例

2023年4月 ~ 2024年3月										2023年度				
6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	乗率	計	単位発熱量 (GJ/固有単位)	熱量 (GJ)	排出量 (t-CO ₂)
350	350	350	300	300	300	300	300	300	300		3,750	9.97	37,388	1,834
200	200	200	100	100	100	100	100	100	100		1,500	9.28	13,920	734
10	10	10	10	10	10	10	10	10	10		120	45.00	5,168	258
10	10	10	10	10	10	10	10	10	10		120	50.80	6,096	360
100	100	100	100	300	500	600	600	600	400		3,800	1.02	3,876	228
10	10	10	10	10	10	10	10	10	10		120	39.10	4,692	325
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1.05	25	37.70	950	65
30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	0.95	-342	-	-	0
3	3	3	2	2	2	2	2	2	2		27	-	-	-7
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	72,000	3,796

その5-⑭

その5-⑮

燃料等の使用等で、「自ら生成した熱(電力)の供給」又は「再生可能エネルギーを自家消費した電気」を選択した場合は、単位発熱量及び熱量の欄は、「-」が表示されます。

「排出量」の合計は、「低炭素電力の受入」など、様式その5では入力しない項目もあるため、必ずしも、様式その6の排出量と一致するものではありません。

排出量の合算後に、小数点以下の端数処理(切捨て)を行っています。

その5-⑭：使用量

月ごとの燃料等使用量を購買伝票等に記載されたものと同じ値で入力してください（表示は整数表示となります。）。同じ値を入力しないと検証に影響が出ますのでご注意ください。購買の実績がない場合には0を入力し、閉栓又は撤去等により燃料等使用量監視点が一時的又は永続的に消失した場合には空欄としてください。

同一燃料について燃料等使用量監視点が多数ある場合については、その5-①で関係を明記したうえで、同一燃料等を合計した値を入力できます。このときは、購買伝票等に記されたものをそのまま合算して、四捨五入等の処理は行わないものとします。ただし、有効桁数が不明の場合は有効桁数が3桁として入力してください。また、入力の際には、その5-⑨で入力した単位に注意してください。

なお、燃料等使用量の把握が特定計量器ではない計量器による実測であり、保守的な算定を行う場合であっても、燃料等使用量は購買伝票等に記載されたものと同じ値で入力する必要があります。（その5-⑮で記入する乗率により、保守的な算定を行います。）

※ 詳細は、算定ガイドライン第2部第4章を参照してください。

その5-⑮：乗率

燃料等使用量の把握が特定計量器ではない計量器による実測による場合は、保守的な算定を行います。その5-⑦で検定等の有無を「無」を選択し、その5-⑮で該当する乗率（1.05又は0.95）を選択してください。

事業所の排出量として算定すべき排出量（他人から供給されたエネルギー使用量、事業所の敷地内を走行する移動体の燃料使用量など）の場合は、実測した燃料等使用量に1.05を乗じて算定するため、プルダウンから「1.05」を選択してください。

事業所の排出量から除外すべき排出量（住宅用途の電気使用量、他事業所へのエネルギー供給量など）の場合は、実測した燃料等使用量に0.95を乗じて算定するため、プルダウンから「0.95」を選択してください。

なお、当該事業所の削減義務開始年度の前年度までは、特定計量器でない計量器での実測であっても、保守的な算定は必要ありません。

※ 詳細は、算定ガイドライン第2部第4章を参照してください。

(その6)

※記入例

(6) 燃料等使用量及び特定温室効果ガス排出量

燃 料 ・ 熱 の 種 類	使用量等		熱量 (GJ)	特定温室効果ガス排出量			
	単 位	2023 年度		排出係数 (t/GJ, kWh)	排出量 (t)		
燃 料 及 び 熱	原 油	kL			0.0187		
	原 油 の うち コ ン デ ン セ ー ト (N G L)	kL			0.0184		
	揮 発 油 (ガ ソ リ ン)	kL			0.0183		
	ナ フ	kL			0.0182		
	灯 油	kL			0.0185		
	軽 油	kL	25	950	0.0187	65	
	A 重 油	kL	120	4,692	0.0189	325	
	B ・ C 重 油	kL			0.0195		
	石 油 ア ス フ ェ ー ル ト	t			0.0208		
	石 油 コ ー ク ス	t			0.0254		
	石 油 ガ ス	液化石油ガス (LPG)	t	120	6,096	0.0161	360
		石油系炭化水素ガス	千Nm ³			0.0142	
	可 燃 性 天 然 ガ ス	液化天然ガス (LNG)	t			0.0135	
		その他可燃性天然ガス	千Nm ³			0.0139	
	石 炭	原 料 炭	t			0.0245	
		一 般 炭	t			0.0247	
		無 煙 炭	t			0.0255	
	石 炭 コ ー ク ス	t			0.0294		
	コ ー ル タ ー ル	t			0.0209		
	コ ー ク ス 炉 ガ ス	千Nm ³			0.0110		
高 炉 ガ ス	千Nm ³			0.0263			
転 炉 ガ ス	千Nm ³			0.0384			
そ の 他 の 燃 料	都 市 ガ ス (1 3 A)	千Nm ³	115	5,168	0.0136	258	
	都 市 ガ ス (6 A)	千Nm ³			0.0136		
産 業 用 蒸 気	GJ	3,800	3,876	0.060	228		
産 業 用 以 外 の 蒸 気	GJ			0.060			
温 水	GJ			0.060			
冷 水	GJ			0.060			
再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー の 環 境 価 値 を 移 転 し た 熱	GJ			0.060			
小 計			20,782		1,236		
電 気	一 般 送 配 電 事 業 者 の 電 線 路 を 介 し て 供 給 さ れ た 電 気	昼 間 (8 時 ~ 2 2 時)	千 kWh	3,750	37,388	0.489	1,834
		夜 間 (2 2 時 ~ 翌 日 8 時)	千 kWh	1,500	13,920	0.489	734
	そ の 他 の 買 電 (昼 夜 間 不 明 の 場 合 を 含 む 。)	千 kWh			0.489		
	再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー の 環 境 価 値 を 移 転 し た 電 気	千 kWh			0.489		
	再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー を 自 家 消 費 し た 電 気 ※	千 kWh	-27		0.489	-7	
小 計	千 kWh	5,223	51,308		2,561		
外 部 供 給	自 ら 生 成 し た 熱 の 供 給	GJ					
	自 ら 生 成 し た 電 力 の 供 給	千 kWh	-342				
小 計							
低 炭 素 電 力 の 受 入 れ							
低 炭 素 熱 の 受 入 れ							
高 炭 素 電 力 の 受 入 れ							
高 効 率 コ ー ジ ェ ネ レ ー シ ョ ン シ ス テ ム か ら の 電 気 の 受 入 れ							
高 効 率 コ ー ジ ェ ネ レ ー シ ョ ン シ ス テ ム か ら の 熱 の 受 入 れ							
小 原 単 位 建 物 相 当 量							
合 計	GJ		72,080			3,794	
原 油 換 算	kL		1,859				

※環境価値換算量（電気等環境価値保有量）として評価される場合は、記入しないこと。

(参考) 自ら再生可能エネルギーから生成した熱又は電気の量	熱	GJ	
	電気	千 kWh	

その6-①

その6-②

その6-③

その6-④

その6-⑤

その6-⑥

その6-⑦

その6-⑧

その6-⑨

その6-⑩

「排出量の合算後」及び「原油換算後」に、**小数点以下の端数処理（切捨て）**を行っています。

ポイント

様式その6では該当する場合のみ入力してください。また、入力が必要となる箇所は多くありませんが、項目ごとに単位が異なるため注意して入力してください。入力する単位を間違えると正しく計算されません。

その6-①：その他の燃料の排出係数（※該当する場合のみ）

その5-⑪～⑬で入力した場合に、選択した燃料ごとの固有の排出係数を入力してください。その他の燃料の熱量や排出量は、これら全てを入力した後、正しく計算されます。

なお、単位は（t-C/GJ）を入力してください。単位が異なると正しく計算されません。

※ 単位が（t-CO₂/GJ）の場合は、
炭素の分子量/二酸化炭素の分子量=12/44
を乗じて、（t-C/GJ）に変換してください。

※ 詳細は、算定ガイドライン第2部第5章を参照してください。

その6-②：再生可能エネルギーの環境価値を移転した熱（※該当する場合のみ）

太陽熱利用施設等で発生させた熱の環境価値をグリーン熱証書化している場合には、当該熱を自家消費した量のうち、グリーン熱証書化した量を、環境価値を移転した量として入力してください。

※ 詳細は、算定ガイドライン第2部第6章を参照してください。

その6-③：再生可能エネルギーの環境価値を移転した電気（※該当する場合のみ）

再生可能エネルギーにより自ら発電し、使用している電気であっても、その環境価値を他人に移転した場合には、再生可能エネルギーとして価値のない電気を使用していることとなるため、特定温室効果ガス排出量は他人からの買電と同等に評価します。該当する場合は、再生可能エネルギーにより発電した電気の自家消費した量のうち、環境価値を移転した電力量（単位：千kWh）を入力してください。

※ 詳細は、算定ガイドライン第2部第6章を参照してください。

その6-④：再生可能エネルギーを自家消費した電気（※該当する場合のみ）

その5シートにて「再生可能エネルギーを自家消費した電気」として算定した削減量が表示されます。

※ 詳細は、算定ガイドライン第2部第6章を参照してください。

その6-⑤：自ら生成した熱及び電力の排出係数（※該当する場合のみ）

自ら生成した熱及び自ら生成した電力を外部へ供給した場合は、算出した排出係数を入力してください。

排出係数の算出方法は算定ガイドラインを参照してください。また、単位は（t-CO₂/GJ）または（t-CO₂/千kWh）です。単位がその6-①と異なるため注意してください。

なお、自ら生成した熱及び電力を当該事業所以外に供給する場合で排出係数の算定する際は、削減量等算定シートで算出された排出係数を直接入力してください。ただし、削減量等算定シートで排出係数を算定できない場合は、別途、排出係数の根拠資料を提出してください。

※ 熱供給事業者及び電気供給事業者など、本来業務として供給している場合の外部供給は、この項目に該当しません。算定対象排出活動として排出量を算定してください。

※ 算定に当たっては、算定ガイドライン第2部第5章を参照してください。

その6-⑥：低炭素電力・熱の受入れ（※該当する場合のみ）

低炭素電力・熱の受入れに伴う、削減量を算定する場合は、削減量等算定シートで算出された低炭素電力・熱削減量（t-CO₂）を直接入力してください。

なお、「削減量等算定シート」は環境局ホームページに掲載しております。

※ 算定に当たっては、算定ガイドライン第2部第6章を参照してください。

その6-⑦：高炭素電力の受入れ（※該当する場合のみ）

高炭素電力の受入れに伴う、排出量を算定する場合は、削減量等算定シートで算出された高炭素電力排出量（t-CO₂）を直接入力してください。

なお、「削減量等算定シート」は環境局ホームページに掲載しております。

※ 算定に当たっては、算定ガイドライン第2部第6章を参照してください。

その6-⑧：高効率コージェネレーションシステムからの電気・熱の受入れ（※該当する場合のみ）

高効率コージェネレーションシステムからの電気・熱の受入れに伴う、削減量を算定する場合は、削減量等算定シートで算出された高効率CGS削減量（t-CO₂）を直接入力してください。

なお、「削減量等算定シート」は環境局ホームページに掲載しております。

※ 算定に当たっては、算定ガイドライン第2部第6章を参照してください。

その6-⑨：小原単位建物相当量（※該当する場合のみ）

小原単位建物の排出量に相当する量を算定から除外する場合は、基準排出量を決定（改定を含む）する際に除外した小原単位建物相当量を直接入力してください。

なお、基準排出量を決定した年度以降に、小原単位建物床面積の増減があった場合は、再度当該小原単位建物に係る要件の確認及び増減に応じた小原単位建物相当量の算定を行います。算定方法の詳細については別途相談窓口まで御相談ください。

※詳細は、算定ガイドライン第2部第6章及び基準排出量決定申請書記入要領を参照してください。

その6-⑩：自ら再生可能エネルギーから生成した熱又は電気の量（※該当する場合のみ）

自ら再生可能エネルギーから生成した熱又は電気の量で、計量器による実測値を記入してください。なお、この項目は、原油換算や特定温室効果ガス排出量の計算結果に反映されません。

※その6-⑤～⑧に記載する削減量等は、「削減量等算定シート」を用いて算出してください。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/countermeasure.html

お問合せ先

総量削減義務と排出量取引制度 相談窓口

〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 第二本庁舎 20 階南側

TEL : 03-5388-3438

E-Mail : ondanka42@kankyo.metro.tokyo.jp